

第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり  
推進計画（2023-2026）

令和5年3月  
三重県

# 目次

## はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは	1
------------------	---

## 第1章 計画策定の趣旨

I 趣旨	2
II バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組	3
III ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況	5
IV ユニバーサルデザインをとりまく環境の変化	8
注釈	11

## 第2章 第4次推進計画の取組の検証

I 概要	13
II 施策体系ごとの取組の成果と課題	14
施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり	14
施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり	20
施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供	26
注釈	33

## 第3章 第5次推進計画の取組

I 取組の視点	36
II 取組の方向性	36
III 計画の目標(めざす姿)	36
IV 計画期間	37
V 構成	37
VI 具体的な取組内容	39
ハートの取組	
ユニバーサルデザインの意識づくり（施策体系1）	39
1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり	39
2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり	41
ハードの取組	
だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）	44
1 安全で自由に移動できるまちづくり	44
2 安心して快適に過ごせるまちづくり	45
ソフトの取組	
だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）	48
1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進	48
2 だれもがわかりやすい情報の提供	48

3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供	50
------------------------------	----

#### 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制	54
II さまざまな主体の役割	54
III さまざまな主体との連携	56
IV 計画の進捗管理	56
V 計画の見直し	56
VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係	57

関係する主な法令	59
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	60
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員	68



この図案は三重県立津西高等学校の生徒が考案したものです。

# はじめに

---

## ユニバーサルデザイン（UD）とは

「ユニバーサルデザイン」とは、「普遍的な、全体の」を意味するユニバーサルという言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別、国籍・文化的背景等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われており、ユニバーサルデザインの考え方は、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ことを意味するものとなっています。

ユニバーサルデザインについては、1980年代にノースカロライナ州立大学（アメリカ合衆国）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

==ユニバーサルデザインの7つの原則==

- 1 だれもが使って手に入れることができる（公平性）  
例) 自動ドア、ノンステップバス
- 2 柔軟に使うことができる（自由度）  
例) 階段・エレベーター・エスカレーター等複数の手段が選べる施設  
高さが違う複数の手すりがある階段
- 3 使い方が簡単にわかる（単純性）  
例) シャンプーの容器のギザギザ
- 4 使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）  
例) ピクトグラム（絵文字）
- 5 間違えても重大な結果にならない（安全性）  
例) 駅のホームの転落防止柵
- 6 少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）  
例) レバーハンドル式の給水器、センサー式の照明
- 7 使うときに適当な広さがある（スペースの確保）  
例) バリアフリートイレ、車いす対応エレベーター

# 第1章 計画策定の趣旨

---

## I 趣旨

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。

これまで、私たちをとりまく環境や制度、慣習等には、さまざまなバリア（障壁）が存在し、だれもが等しく社会に参加しづらい状況にありました。

このため、三重県では、こうしたバリアを取り除いていくため、平成 11（1999）年4月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」（以下「B F条例」といいます。）を施行し、この条例に基づく「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿った取組を進めてきました。

また、平成 19（2007）年3月には、それまでのバリアフリーの取組とともに、「あらかじめ最初からできるだけ多くの人が利用しやすいようにデザインする」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「B F条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD条例」といいます。）に改正しました。

これまでのバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組とユニバーサルデザインをとりまく状況の変化をふまえ、「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023 - 2026）」（以下「第5次推進計画」といいます。）を策定し、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けて、県民の皆さんとともに取組を進めていきます。

## II バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組

### 1 国における取組

平成6（1994）年に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」、以下「ハートビル法」といいます。）が施行されました。この法律は不特定多数の者が利用する公共的な性格を持つ建築物についてバリアフリーの基準を設定したもので、当初は建築主の努力義務とされました。

平成12（2000）年に入ると、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」、以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行され、鉄道駅や車両などの乗り物のバリアフリー化が進むよう基準や仕組みが定められ、整備が急速に進みました。

平成17（2005）年には「ユニバーサル政策大綱」が策定され、ユニバーサルデザインの考え方をふまえ、政策を推進していくこととなりました。

さらに、平成18（2006）年には、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」、以下「バリアフリー法」といいます。）が施行されました。これにより、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅を中心とする地区等において、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を一体的に推進することに加え、ハード・ソフトの両面からの継続的な整備を進めることとしました。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」といいます。）の開催を契機とし、平成29（2017）年に政府決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（以下「UD2020」といいます。）や平成30（2018）年に改正されたバリアフリー法では、バリアが社会の中に存在すること、そのバリアの除去は社会の責務であることが明確化されました。

また、「UD2020」では高齢者、障がい者等が快適に移動でき安心して暮らせるよう国民に理解と協力を求める「心のバリアフリー」の推進が提唱され、令和2（2020）年に改正された「バリアフリー法」では、公共交通事業者における対応や市町における学校教育等と連携した取組の追加とともに、同法に定めるバリアフリー基準適合義務の対象（一定規模以上の新築等）として、特別支援学校に加え、公立小中学校が追加されました。

## 2 三重県における取組

三重県では、平成9（1997）年に新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」を制定する中、重要課題の1つとして「バリアフリー社会づくり」を提唱しました。

これを受け、平成11（1999）年には「BF条例」を施行し、「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」を策定しました。この計画においては、すべての公共的施設が遵守すべき整備基準による施設等のバリアフリー化、バリアフリーに関する啓発やアドバイザー養成講座の実施による人材育成に取り組みました。

平成19（2007）年3月には、これまでの取組とともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「BF条例」を「UD条例」に改正しました。

「UD条例」では、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を進めるため、三つの基本方針として

- 1 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 2 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 3 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

を定めています。

また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を4年ごとに策定し、第1次（計画期間：平成19（2007）年度から平成22（2010）年度まで）から第4次（計画期間：令和元（2019）年度から令和4（2022）年度まで）までの間、さまざまな取組を進めてきました。

これまで、県民への意識啓発をはじめ、「三重おもいやり駐車場利用証制度」（※1）の普及啓発、「ヘルプマーク」（※2）の導入、公共的施設のバリアフリー化、「ユニバーサルデザイン（UD）イベントマニュアル」（※3）（以下「UDイベントマニュアル」といいます。）の作成と活用、多様でわかりやすい情報提供等に取り組んできました。

また、地域におけるユニバーサルデザインの普及啓発の担い手となる、ユニバーサルデザインアドバイザー（※4）（以下「UDアドバイザー」といいます。）養成の結果として、UDアドバイザーが各地域で結成した団体（以下「UD団体」といいます。）等による地域住民や子どもたちへの啓発が積極的に進められました。

鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入支援を進めるとともに、だれもが利用しやすい製品の普及、多言語や音声、インターネット等を利用したサービスや情報提供を推進しました。

### III ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況

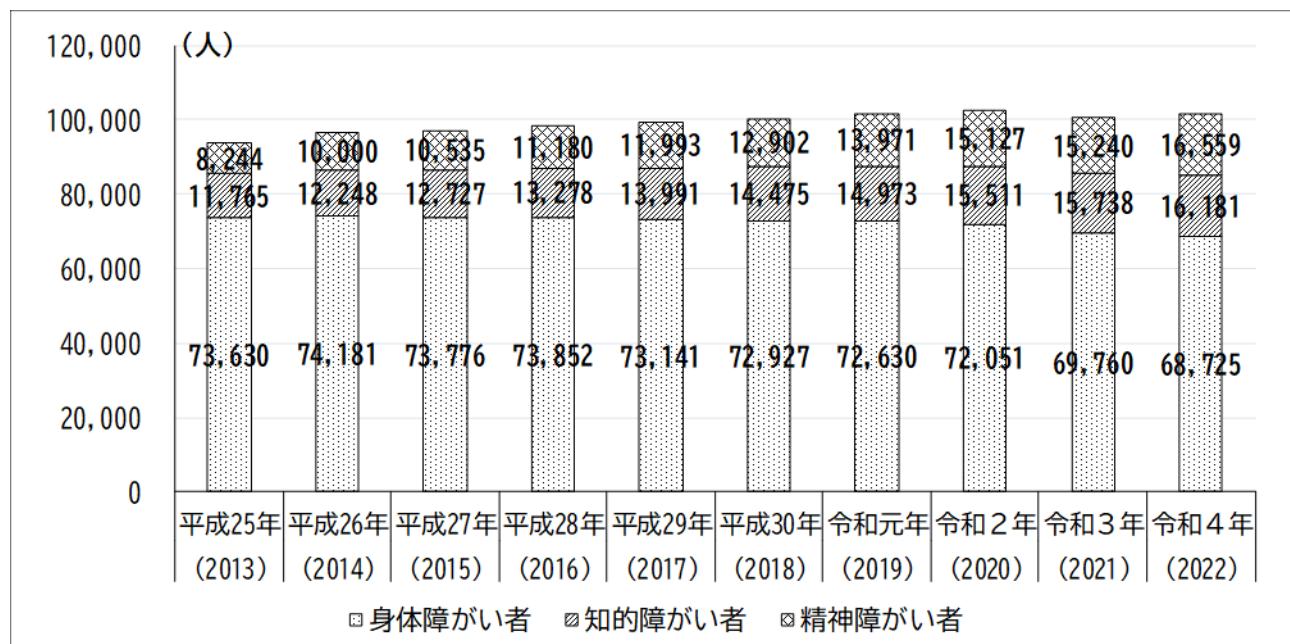
#### 1 障がいのある方の状況

三重県の令和4（2022）年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は68,725人、療育手帳所持者数は16,181人、精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和4（2022）年3月末現在）は16,559人となっています。

身体障害者手帳所持者数は近年減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

全国においては、令和2（2020）年時点の推計値として、身体障害者手帳所持者数は497.7万人、療育手帳所持者数は118.0万人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は118.0万人となっています。

〔三重県における障害者手帳所持者数の推移〕



## 2 人口減少と高齢化の状況

三重県の人口は、平成 20（2008）年の 1,869,561 人をピークに、それ以降減少しており、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の人口は 1,770,254 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（以下「地域別将来推計人口」といいます。）によると、令和 12（2030）年には 165 万人、令和 27（2045）年には 143 万人になると推計されています。

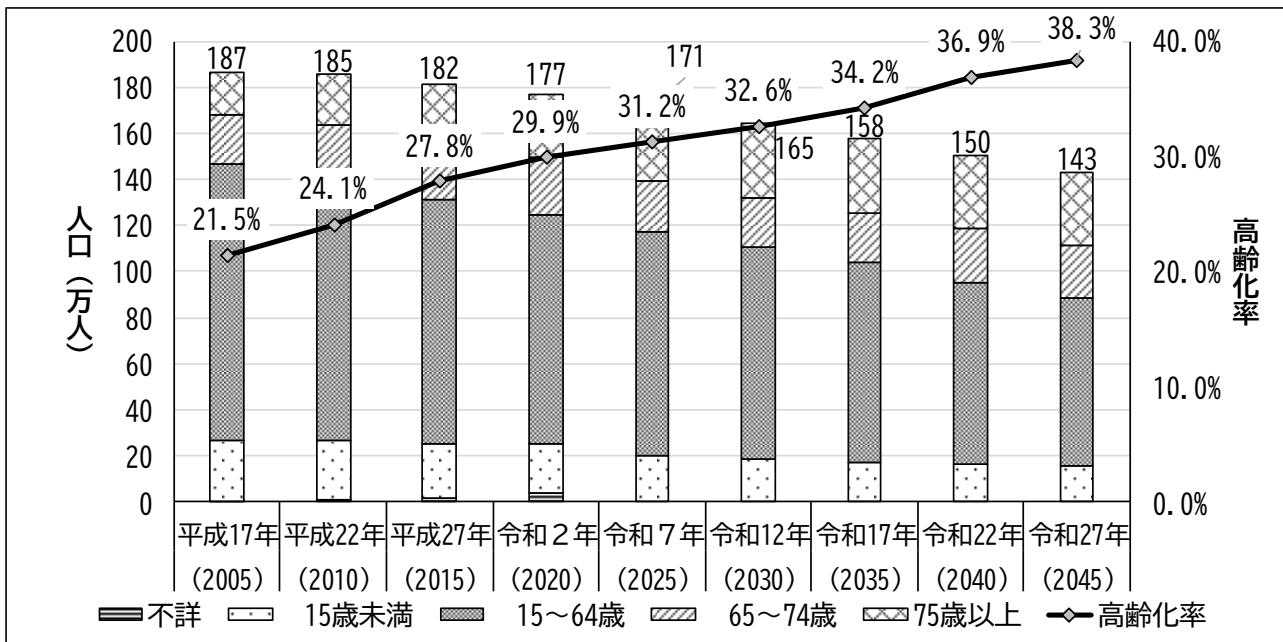
このうち、令和 2（2020）年の 65 歳以上の人口は 522,073 人で、全人口に占める高齢化率（65 歳以上の人口の割合）は 29.9% となっています。令和 12（2030）年には 32.6%、令和 27（2045）年には 38.3% になるとされています。

また、全国の人口は、平成 22（2010）年の 128,057,352 人をピークに、それ以降減少しており、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在、126,146,099 人となっています。

「地域別将来推計人口」によると、令和 12（2030）年には 1 億 1,913 万人、令和 27（2045）年には 1 億 642 万人になると推計されています。

このうち、令和 2（2020）年の 65 歳以上の人口は 36,026,632 人で、全人口に占める高齢化率は 28.6% となっています。令和 12（2030）年には 31.2%、令和 27（2045）年には 36.8% になるとされています。

〔三重県における年齢階層別人口及び高齢化率の推移〕



※令和 2（2020）年までは「国勢調査結果」（総務省統計局）より引用

令和 7（2025）年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より引用

## 3 要介護高齢者の状況

三重県の令和 4（2022）年 3 月末の要介護（要支援）認定者数は、101,715 人（要介護者 75,200 人、要支援者 26,515 人）です。

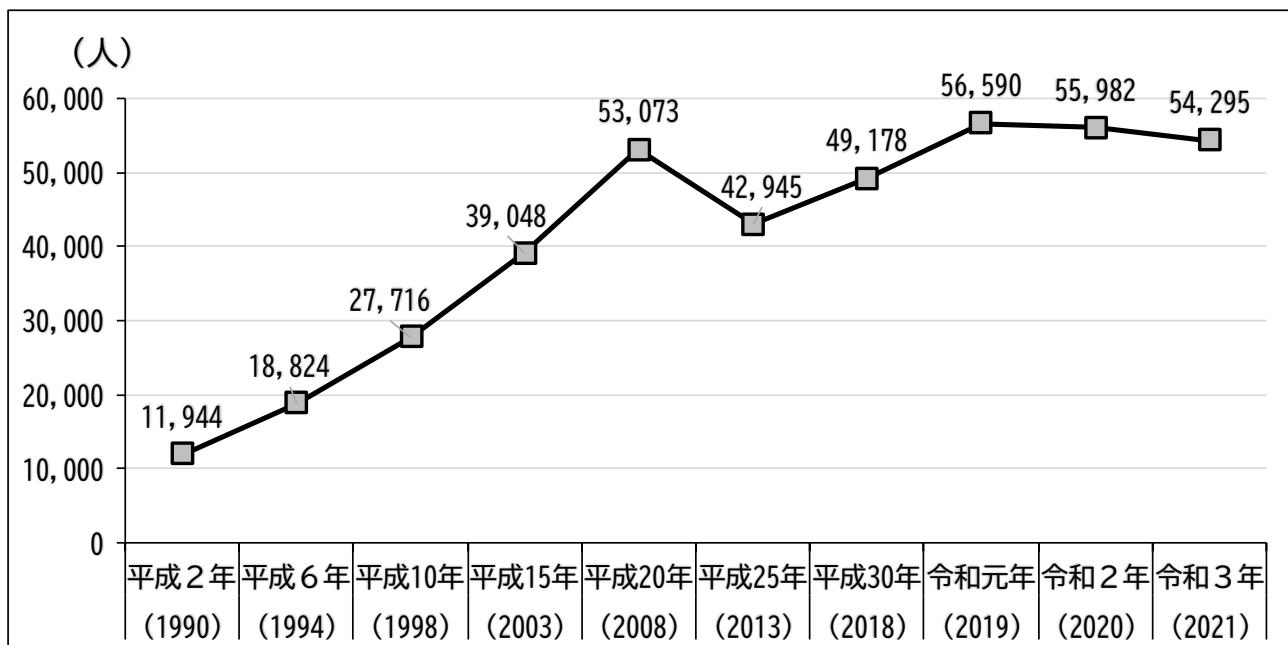
第8期三重県介護保険事業支援計画によれば、令和7（2025）年度の要介護（要支援）認定者数は105,985人（要介護者79,027人、要支援者26,958人）、令和22（2040）年度の要介護（要支援）認定者数は114,224人（要介護者86,546人、要支援者27,678人）になると見込まれています。

また、全国の令和3（2021）年6月末の要介護（要支援）認定者数は、6,865,905人（要介護者4,939,859人、要支援者1,926,046人）です。この時点における三重県の要介護（要支援）認定者割合は18.7%となり、これは全国と同じ割合となります。

#### 4 在留外国人の状況

令和3（2021）年12月末現在の三重県の在留外国人数は54,295人で、県民全体の約3.1%となっています。また、全国の在留外国人数は2,760,635人で、国民全体の約2.2%となっています。

〔三重県における在留外国人数の推移〕



※平成23（2011）年以前は、「登録外国人統計」（法務省）、平成24（2012）年以降は「在留外国人統計」（法務省）より引用

## IV ユニバーサルデザインをとりまく環境の変化

### 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新しい生活様式」

「新しい生活様式」（※5）が浸透することで、視覚障がい者の外出時に、聴覚、触覚など視覚以外の感覚に頼りにくくなっていることや、聴覚障がい者がマスク越しで相手の表情を読み取りにくいなどの困りごとが生じています。

また、感染への恐れから、周囲の援助や配慮が受けづらくなり、外出に不安があるといった声も聞かれます。

一方、時間や場所にとらわれないテレワークやリモート会議・研修の増加は、移動に制約のある方の就労や社会活動の機会を増やすこととなりました。

### 2 デジタル社会の実現に向けたDXの推進

行政サービスにおいて、DX（※6）を推進することで、デジタル技術やデータ、AI（人工知能）等を活用し、住民の利便性を向上させることができるとともに、業務効率化を図ることで人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが期待されます。

行政サービスにおけるDXの推進は「ユーザー中心のサービス」の提供につながるものと考えられます。

### 3 SDGsの推進

SDGs（※7）は、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの面でバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された達成基準から構成されており、貧困や飢餓、環境問題、経済成長、ジェンダー平等に至る広範な課題を網羅しています。

特に、「誰一人取り残さない」ことを強調しながら、人びとが人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和2（2030）年までに達成することが目標となっており、ユニバーサルデザインのまちづくりが、SDGsの実現に寄与するものと考えられます。

### 4 「地域共生社会」の実現に向けて

三重県では、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」（※8）を実現するため、令和2（2020）年3月に新たな地域福祉支援計画を策定しました。

地域に暮らすだれもが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らし、個性や能力を最大限発揮できる「地域共生社会」の実現のためには、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組が必要と考えられます。

### 5 障がい者差別解消に向けた取組

#### （1）事業者による合理的配慮の提供の義務化

令和3（2021）年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障

害者差別解消法」といいます。)の一部改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務となることで、今後は合理的配慮の提供に関する事業者への支援がより重要なってきます。

サービス提供においては、一人ひとりのニーズや状況は多様であり合理的配慮の提供が一様でないこと、相手の尊厳を大切にし、障がいのある人もない人も等しく社会参加できることが大切であるという意識を持つことが必要です。

ユニバーサルデザインの意識づくりの取組は、こうした意識づくりと共通するものであり、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保することにつながります。

## (2) 障がいのある方への「わかりやすい情報提供」

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(※9)(通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。)の施行により、障がいのある方が情報を得るにあたっては、障がい特性や程度に応じ、多様な手段を選択できるよう配慮することが必要となります。

また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人などさまざまな人にとっても役立つ取組となることを認識し、施策を実施していく必要があります。

## 6 ダイバーシティ社会の推進

三重県では平成 29(2017)年にダイバーシティ社会(※10)推進の決意・考え方を示す「ダイバーシティ三重推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、同方針に基づき取組を進めています。

また、令和3(2021)年4月には「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行し、多様な性的指向・性自認に関する理解促進に向けた取組を進めています。

## 7 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げた「レガシー」の活用

令和3(2021)年に予定していた三重とこわか国体・三重とこわか大会は、コロナ禍により開催中止となりましたが、開催準備にあたり、全国障害者スポーツ専門委員会のもと、障がい者や学識経験者等で構成する「ユニバーサルデザイン部会」が設置され、参加者への必要な配慮、来場者の移動手段の安全性、快適性の確保などへの対策が検討されました。

これを契機として、ユニバーサルデザインに配慮された施設等の整備が県内各地で行われ、すべての人々のスポーツへの参加や観戦の機会が広がりました。

また、視覚障がい者や車いす使用者などの配慮やサポートが必要な方に移動支援を

行うボランティアをUD団体等の協力により育成するとともに、視覚障がい者や車いす利用者を対象にスマートフォンを活用した音声ナビゲーションシステムを試行しました。

こうした取組の成果を「レガシー」として位置づけ活用していくことが、今後のユニバーサルデザインのまちづくりの推進に寄与するものと考えられます。

## 8 「東京2020大会」の「レガシー」の活用

平成29（2017）年に政府決定された「UD2020」では、「東京2020大会」の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、バリアフリー化を一層推進するため、「心のバリアフリー」を広めるための取組や会場までのアクセス経路の移動円滑化、海外との玄関口となる空港や観光地のバリアフリー化の促進と観光資源の活用等が進められました。こうした取組の成果を「レガシー」として位置づけ、活用していくことが、今後のユニバーサルデザインのまちづくりの推進に寄与するものと考えられます。

令和7（2025）年には大阪府において「2025年日本国際博覧会」（通称「大阪・関西万博」、以下「大阪・関西万博」といいます。）が、令和8（2026）年には愛知県において「第20回アジア競技大会」が開催される予定です。「東京2020大会」の「レガシー」として「UD2020」の指針のもと、会場整備や会場までのアクセス経路の移動円滑化、来場者への「心のバリアフリー」による対応が各地で進むことが期待され、三重県においても、これを契機とした公共交通機関等の移動円滑化の促進、観光地のバリアフリー化の推進に取り組む必要があります。

## 第1章中の注釈

### ※1 三重おもいやり駐車場利用証制度

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。この制度の導入により、誰が「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする人が利用しやすくなることをめざしています。



おもいやり駐車場の様子

### ※2 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。



ヘルプマーク(ストラップ)とヘルプカード

### ※3 ユニバーサルデザイン（UD）イベントマニュアル

イベントを開催するにあたって、障がい者、高齢者等、だれもが参加しやすいイベントにしていくため、県が作成したものです。イベントの企画・準備段階から実施にいたるまでのさまざまな配慮の確認事例等を掲載しています。

### ※4 ユニバーサルデザインアドバイザー（UDアドバイザー）

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、ユニバーサルデザインの基本的な考え方、「UD条例」に基づく整備基準、介添えの方法等について研修を受けた人で、地域における啓発活動等においてリーダー的な役割を担っていただく皆さんです。



UD アドバイザー養成講座の様子

## ※5 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策である身体的距離の確保やマスク着用、外出時の行動制限などを意味します。

## ※6 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすることです。

## ※7 SDGs（Sustainable Development Goals）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで 150 を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標」です。

## ※8 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を意味します。

平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が提唱され、平成 30（2018）年 4 月に施行された改正社会福祉法で、その実現に向けた地域福祉推進の理念や、取組の方向性が示されています。

## ※9 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

障がいのある方が日常生活や災害時等に必要な情報を得にくいといった情報格差の解消をめざし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的として、令和 4（2022）年 5 月に施行されました。

## ※10 ダイバーシティ社会

ダイバーシティは日本語に訳すと“多様性”です。三重県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会を「ダイバーシティ社会」と考えています。

## 第2章 第4次推進計画の取組の検証

---

### I 概要

「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2019-2022」（以下「第4次推進計画」といいます。）においては、県民の皆さんがあなたがユニバーサルデザインを自分自身の問題として捉え、おもいやりのある行動につなげられるよう、「おもいやりの絆でつながる三重」を目標に掲げ、だれもが自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みました。

三重とわか国体・三重とわか大会の開催を控え、障がい者差別の解消やだれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざして、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、重点的に次の2項目に取り組みました。

- (1) 県民の皆さんのおもいやりのある行動につながり、また行動へのきっかけとなるための「ヘルプマーク」の普及啓発の取組
- (2) 県有施設におけるユニバーサルデザインに配慮された整備と市町、民間施設におけるユニバーサルデザインに配慮された整備促進の取組

「ヘルプマーク」の普及啓発においては、ヘルプマーク（ストラップ）、ヘルプカードの作成、配布に加え、ポスター・チラシによる啓発、セミナーや県内高等教育機関での啓発事業、鉄道・バス事業者と連携した普及啓発、UD団体と連携した「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」（以下「学校出前授業」といいます。）での普及啓発、クラウドファンディングを活用した寄附金の募集等に取り組みました。

ユニバーサルデザインに配慮された施設整備の取組においては、県有施設のバリアフリー化の状況を調査、評価したうえで、三重県ホームページにおいて広く県民の皆さんに情報提供を行いました。また、県有施設におけるユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針として、「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」（※11）（以下「県有施設のためのUDガイドライン」といいます。）を作成し、県ホームページにて公開するとともに、県や市町職員研修等において周知し、本ガイドラインの活用を啓発しました。

## II 施策体系ごとの取組の成果と課題

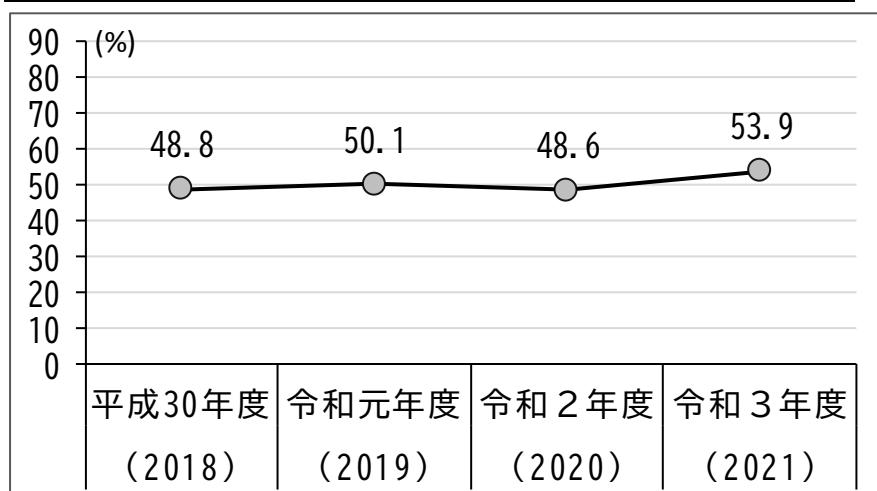
### 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、行動していくため、子どもたちを対象とした「学校出前授業」、自治会・事業者等を対象とした研修を実施するとともに、各種イベント等でキャンペーンを実施し普及啓発に取り組みました。

また、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーを養成してきました。

「e-モニター調査」によれば、「ユニバーサルデザインの意味を知っており関心もある県民の割合」が48.8%（平成30（2018）年度）から53.9%（令和3（2021）年度）に増加しました。これは、さまざまな機会を通じたユニバーサルデザインの普及啓発の成果と考えられます。

ユニバーサルデザインの意味を知っており関心もある県民の割合



【e-モニター調査結果】

また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の適正な運用を進めるとともに、「ヘルプマーク」普及の取組を開始し、援助や配慮を必要としている方々の自由な活動や社会参加を支援しました。

## 1 取組の成果

### （1）ユニバーサルデザインの意識の啓発

感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれるよう、県内の小中学校、高等学校等を対象とした「学校出前授業」を、令和元（平成31）（2019）年度から令和3（2021）年度までの3年間に延べ209校で実施し、子どもたちへのユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ってきました。

また、自治会・事業者等を対象とした研修、各種イベントでのキャンペーン、ホームページでの情報発信、ユニバーサルデザインの考え方をテーマにしたセミナーの開催等、さまざまな方法により、広く県民の皆さんへの啓発活動を進めてきました。

なお、ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚のため、各種の人権啓発イベント・講座等を開催し、人権啓発講座等に年平均 1,477 人（令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの3か年平均）が参加しました。

「みえ県民意識調査」では、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合が、平成 29（2017）年度は 36.8% でしたが、令和 3（2021）年度には 39.5% となっています。



「学校出前授業(講義)」の様子



「学校出前授業(車いす体験)」の様子

## (2) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進するため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担う UD アドバイザーを平成 12（2000）年度から平成 23（2011）年度までに 1,074 人養成し、新たに、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までに、UD 団体が開催した UD アドバイザー養成講座を受講した 135 人を UD アドバイザーとして認定しました。

また、UD アドバイザーが各地域で結成した UD 団体（令和 4（2022）年 3 月末現在 13 団体）が中心となって、「学校出前授業」や自治会・事業者等が実施する研修に講師として参加したり、各種イベント等で啓発活動を実施したりするなど、ユニバーサルデザインの普及啓発に寄与しています。

## (3) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の取組

車いす使用者用駐車区画の適正利用を進め、障がい者、高齢者、妊娠婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成 24（2012）年 10 月に開始しました。

令和 4（2022）年 3 月末現在で、利用証交付者数は 112,200 人、駐車区画数は 2,186 施設、4,489 区画を数えています。

また、令和 3（2021）年 10～12 月に実施した利用証の取得者に対するアンケートでは、9 割以上の方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答しており、利用環境の改善に成果がありました。



「おもいやり駐車場」駐車区画  
(津市産業・スポーツセンター)



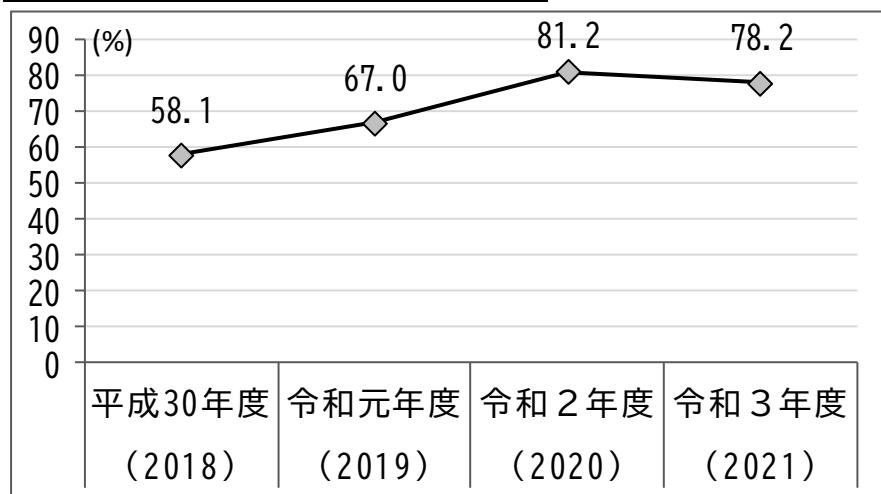
「おもいやり駐車場利用証」を  
ルームミラーに掲げた様子

#### (4) 「ヘルプマーク」の普及啓発

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からわからなくて援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及の取組を開始し、平成 30 (2018) 年 2 月からヘルプカードを配布するとともに、ヘルプマーク・アンバサダーを委嘱して普及啓発を進めました。また、平成 30 (2018) 年 6 月から「ヘルプマーク」のストラップの配布を開始しました。令和 4 (2022) 年 3 月末までに、ヘルプマーク (ストラップ) 約 19,000 個、ヘルプカード約 9,700 枚を必要とする方々に配布しました。

行政、企業及び関係団体等が連携した普及啓発の取組により、平成 30 (2018) 年度に実施したヘルプマークに関する「e-モニター調査」において「ヘルプマークを知っている県民の割合」は 58.1% でしたが、令和 3 (2021) 年度の同調査では、78.2% となっており、さまざまな機会を通じたヘルプマークの普及啓発の成果が現れています。

ヘルプマークを知っている県民の割合



【e-モニター調査結果】



「ヘルプマーク」啓発・出前授業の様子



ヘルプマーク普及啓発のための対談番組

## (5) すべての人々の社会参加の促進

すべての人々の社会参加が確保されるユニバーサルデザインのまちづくりを進めため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めました。

障がい者雇用を促進するため、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援や障がい者が働くステップアップカフェ（平成 26（2014）年 12 月オープン）における職場実習の受け入れ、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」（平成 27（2015）年 4 月開始）に登録した企業見学会、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問等を活用し、企業等における障がい者雇用の気運の醸成や課題解決の支援に取り組みました。

県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭の開催、地域における障がい者スポーツ教室・体験会等の実施支援により、障がいのある人の運動・スポーツへの参加意欲の向上に取り組みました。

中止となった三重とこわか国体・三重とこわか大会においては、選手や競技団体の育成を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員等の養成に取り組みました。また、大会に参加される方にわかりやすい情報提供を行えるよう、手話や筆談などの情報支援を行うボランティア、選手の誘導を行うボランティアを養成し、障がいのある方がスポーツに参加しやすい環境づくりを進めました。

聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、厚生労働省が示すカリキュラムに基づく養成講座を実施し、手話通訳者や要約筆記者（※12）、盲ろう者通訳・介助員（※13）を養成しました。

令和 2（2020）年 3 月に策定した「三重の農福連携等推進ビジョン」により、農林水産業と福祉分野との連携による農林水産分野での障がい者の就労拡大に取り組みました。関係する福祉事業所や農林水産事業者の経営発展をサポートするとともに、経験者をコーディネーターとして育成し、農林水産事業者と福祉事業所等のマッチングを支援しました。

子どもの成長等に関して、子育て中の人口及び家族を地域全体で支援していくため、人材育成、ネットワークづくり等支援策を推進するとともに、男性の育児参画の推進、

公共の場で泣いている赤ちゃんを温かく見守る気持ちを意志表示する取組なども実施しました。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症について正しく理解し、認知症の人及び家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めました。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていくことができるよう、多様な主体と連携して、多言語による相談対応をはじめ、地域日本語教育の体制整備、医療通訳の人材育成や普及促進、外国人住民の防災行動力向上に向けた人材の育成、啓発事業等に取り組みました。

「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、ダイバーシティについての理解や共感を深めるためのワークショッピングや、県内の高等教育機関と連携した講座を実施しました。

また、多様な性的指向・性自認に関する理解促進を目的とした県民向けのトークイベントや、企業向け研修を実施しました。

## 2 取組の課題

「ヘルプマーク」やユニバーサルデザインの理解が進んだものの、ヘルプマーク使用者からは「困ったときに、ヘルプマークを示しても気づいてもらえないかった」「示しても支援や援助の声掛けがなかった」という意見、「おもいやり駐車場」利用者からは区画の不足や不適正な利用を指摘する意見をいただいている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため「新しい生活様式」を取り入れる中、援助や配慮を必要とする方が、視覚障がい・聴覚障がい等、自らの障がいの特性から、周囲の援助や配慮を受けづらくなったという課題や地域においてユニバーサルデザインのまちづくりを担うUDアドバイザー団体の構成員の高齢化が進むなど、後継者の育成も課題となっています。

今後は、単に「ユニバーサルデザイン」という言葉を知るだけではなく、「ユニバーサルデザイン」の考え方や意味を理解することで、配慮や支援を必要としている人にさりげなく声をかけるなど、県民一人ひとりが相手の立場に立ったおもいやりのある行動ができるよう、ユニバーサルデザインへの関心をさらに高めていくことが必要です。

加えて、高齢化の進展や障がいのある人の社会参加、さまざまな面で生活課題を抱える在留外国人の状況、多様な性的指向・性自認に関する理解促進といった社会の変化等に対応し、地域社会のだれもが尊重され、支えあい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現のためにも、引き続き市町・事業者・UDアドバイザー団体等と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくことが必要です。

## 個別目標

	指標	平成 29 (2017)年度 の実績値	令和 3 (2021)年度 の実績値	令和 4 (2022)年度 の目標値
1	県・市町及びUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	66 校/年	68 校/年	<b>70 校/年</b>
2	県・市町及びUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	21 回/年	23 回/年	<b>25 回/年</b>
3	県・市町及びUD団体等がイベントなどで実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	32 回/年	30 回/年	<b>35 回/年</b>
4	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数（すでに無効となった利用証の交付者を含む）	58,476 人	112,200 人	<b>105,000 人</b>
5	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,270 区画	4,489 区画	<b>4,930 区画</b>
6	「ヘルプマーク」を知っている県民の割合	40.4%	78.2%	<b>80.0%</b>
7	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	1,943 人/年	618 人/年	<b>2,300 人/年</b>
8	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	196 人	226 人	<b>248 人</b>

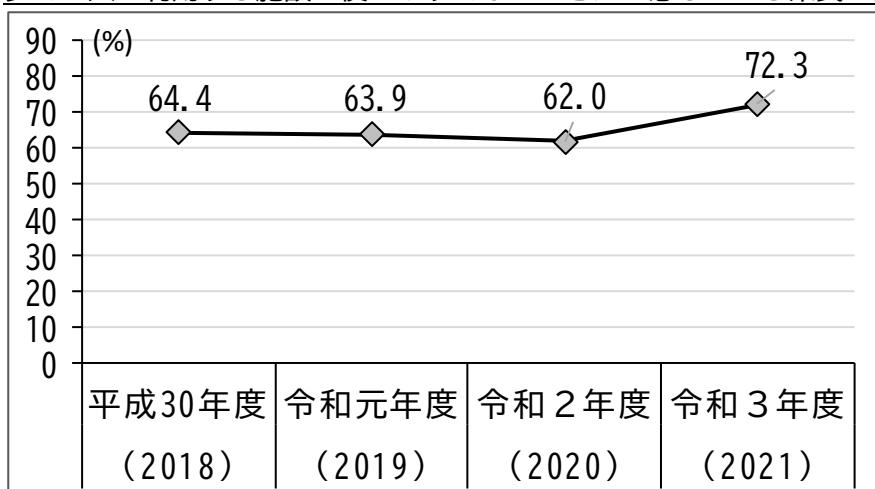
## **施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり**

県では、だれもが安全で自由に移動できるよう、国や市町、事業者等と連携して、歩行空間、公共交通機関、公園等の整備やわかりやすい案内表示の整備を進めてきました。

また、「UD条例」に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に「整備基準適合証プレート」を交付しています。これらの施設整備を担う県・市町の担当者、事業者等への「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準に関する啓発活動等についても併せて実施しました。

こうした取組の結果、「多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合」は72.3%となっています。

多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合



【e-モニター調査結果】

### **1 取組の成果**

#### **(1) 歩行空間の整備**

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、幅が広く段差が少ない歩道や視覚障がい者誘導用ブロック（※14）の整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいて歩行空間の整備を進めています。幅の広い歩道（幅2m以上）については、整備延長が1,357km（令和4（2022）年3月末現在）に達しました。

また、障がい者、高齢者等が、安全に道路を横断できるよう、バリアフリー対応型信号機の整備を進めており、主な生活関連経路（※15）における設置数は96基、整備率は98.9%（令和4（2022）年3月末現在）となっています。



幅の広い歩道  
(国道311号)

## バリアフリー対応型信号機とは・・・

### (1) 視覚障がい者用付加装置（音響信号）

視覚障がい者等が安全に横断できるように、歩行者用信号が青であることを擬音（「ピヨピヨ」「カッコー」）で知らせる装置です。

### (2) 高齢者等感應信号機

白色押ボタン箱が設置されている信号機で、押ボタンを押すことで歩行者用信号の青時間が延長される信号機です。

### (3) 経過時間表示装置

歩行者用信号が青信号に変わるまでの待ち時間と、青信号の経過時間（残り時間）を表示する機能が付いた歩行者用信号です。

### (4) 歩行者支援システム（高度化 PICS）

歩行者のスマートフォンに「Bluetooth」で信号機の色や方向、位置に関する情報を送信し、音声で案内を行う装置です。

専用のアプリを起動したスマートフォンを持って横断歩道に近づくと、「〇〇方向が赤になりました」などの音声案内をアプリが行います。



視覚障がい者用付加装置  
経過時間表示装置が付いた  
バリアフリー対応型信号機の例



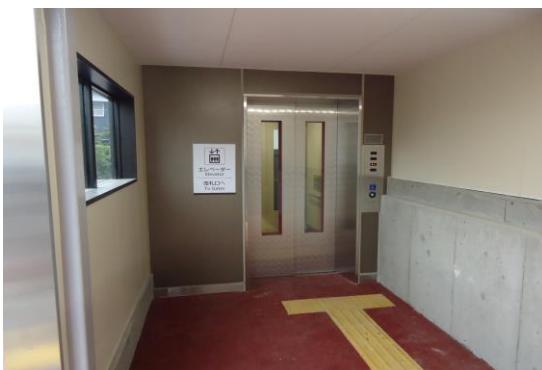
高齢者等感應信号機に  
設置されている  
白色押ボタン箱

## (2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を図りました。

鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、内方線、バリアフリートイレ（※16）の整備等）に、国や市町と連携して支援を行い、令和4（2022）年3月末までに主要駅30駅にエレベーターが設置されるなど整備が進められました。

また、路線バスについては、バス事業者が行うノンステップバス（※17）の導入を支援しました。



鉄道駅に設置されている  
エレベーター（桜駅）



すべての人にとって乗り降りしやすい  
ノンステップバス

## (3) 快適に利用できる建築物の整備

「UD条例」に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に「整備基準適合証プレート」を交付し（令和4（2022）年3月末現在3,382施設（累計））、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

県有施設のバリアフリー化を進めるために状況調査を実施し、整備を推進するための指針として作成した「県有施設のためのUDガイドライン」と併せて施設管理者へフィードバックしました。また、各施設のバリアフリー情報とこのガイドラインを県ホームページで公開し、広く県民の皆さんに情報提供を行いました。

県立学校の身体障がい者対応エレベーター設置率は60%、バリアフリートイレの設置率は100%（それぞれ令和5（2023）年3月末見込み）となっています。



整備基準適合証プレート



県有施設のためのUDガイドラインを活用した事例  
(みえこどもの城ドームシアタープラネタリウムの改修)



バリアフリートイレの整備事例



オストメイト配慮設備の  
整備事例  
(四日市四郷高等学校)

#### (4) 快適に利用できる公園の整備

快適にだれもが利用しやすい公園とするため、「UD条例」の整備基準に基づく整備を進めてきました。令和3（2021）年度から熊野灘臨海公園において、バリアフリートイレの設置を含む管理棟等の整備を進めました。

#### (5) だれもが住みよい住宅の普及

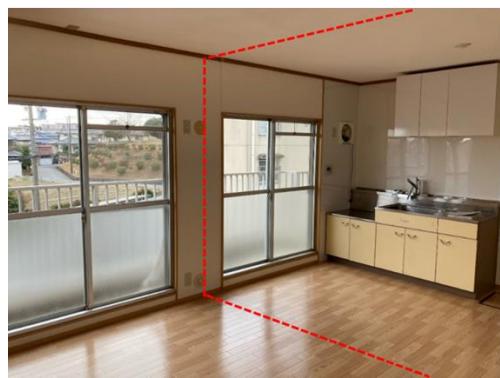
だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向け、住宅のバリアフリー化や耐震化等の情報提供を進めてきました。

また、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会等と連携し、住宅相談を行っている行政機関や事業者団体等の相談窓口担当者に対して講習会を開催し、住宅リフォーム等の技術情報や支援策等を周知しました。相談窓口担当者のスキルアップを図ることで、住宅のリフォーム等について広く県民の皆さんに情報提供できる環境整備を進めました。

さらに、県営住宅において入居者が安全で安心して居住できるよう住戸内改善（高齢者仕様、子育て仕様）を実施しました。



県営住宅における  
高齢者仕様の整備事例(便器の洋式化等)



県営住宅における  
子育て仕様の整備事例（LDKに間取りの変更）

## (6) 案内表示等の整備

多くの人が利用する県有施設及びその周辺において、わかりやすい案内表示を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めました。

県の管理する施設においては、利用者の意見を反映し、点字や外国語付きの案内板を設置するなど、わかりやすい表示がされています。



案内表示の事例（みえこどもの城ドームシアタープラネタリウム）

## (7) 施設整備を担う人たちへの啓発

施設整備にあたり、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準に関する適合性を審査する県及び市の職員、UDアドバイザー、建築士等を対象に説明会・研修等を実施し、ユニバーサルデザインの考え方や「UD条例」の整備基準等について周知を図りました。

また、「UD条例」の整備基準をわかりやすく解説した整備マニュアルを一部改訂し、審査機関や市町「UD条例」担当部署へ配布しました。

## (8) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組

中止となった三重とこわか国体・三重とこわか大会においては、開会式・閉会式の会場整備等にあたり、「バリアフリーに関する施設調査」や「UDイベントマニュアル」等を活用して検討を進め、参加者の安全性や快適性、機能性の確保に努めました。

## 2 取組の課題

これまでの取組の成果として、「多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合」は増加していますが、障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設の整備が求められています。

また、「東京 2020 大会」の開催を契機とした共生社会の実現、令和 7（2025）年に大阪府で開催予定の「大阪・関西万博」及び令和 8（2026）年に愛知県で開催予定の「第 20 回アジア競技大会」に向けた会場整備やアクセス経路の移動円滑化、海外からの観客等を想定した観光地のバリアフリー化の促進が各地で取り組まれています。

さらに、三重県においては、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業や「バスタ新幹線プロジェクト」(※18)により、公共交通機関の利便性向上が見込まれるとともに、神宮式年遷宮を見据えた観光誘客の促進に取り組んでいるところです。

こうした状況をふまえ、だれもが安全で安心して活動できる生活空間の形成と、障がいのある方や高齢者等が社会参加しやすい環境づくりのため、施設や道路、公園等の整備において「UD条例」の整備基準に沿った施設整備を着実に進めるとともに、公共交通機関における障がい者や高齢者等の移動円滑化に向けた支援に積極的に取り組む必要があります。

加えて、「第4次推進計画」において作成した「県有施設のためのUDガイドライン」を県有施設の整備において積極的に活用するとともに、市町有施設や民間施設への活用と普及を図ることが重要です。

### 個別目標

	指標	平成29 (2017)年度 の実績値	令和3 (2021)年度 の実績値	令和4 (2022)年度 の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,312km	1,357km	1,399km
2	主な生活関連経路における バリアフリー対応型信号機の整備率	84.5%※	98.9%	98.9%
3	一日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅(32駅)のうち、段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置がされている駅の数	21駅	30駅	32駅
4	県・市町が実施する「UD条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	5回/年	1回/年	5回/年
5	商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,996施設	3,382施設	3,620施設
6	県立学校のバリアフリートイレ設置率	96.1%	97.3%	100%

※ 平成30(2018)年度の数値を記載しています。

### **施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供**

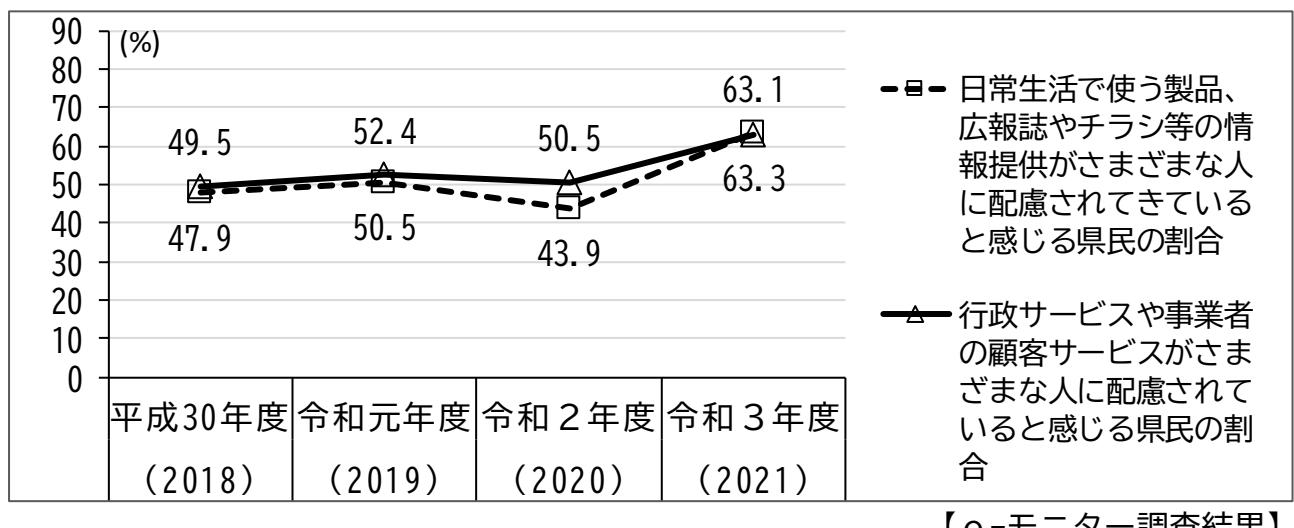
ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりが進むよう、事業者の取組を促進するとともに、利用者の理解の拡大を図るため、ユニバーサルデザインに関する情報提供や普及啓発を実施してきました。

また、情報の提供にあたっては、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等さまざまな利用者にわかりやすいかたちで情報が発信されるよう、取組を実施してきました。

サービスの提供については、サービスを受ける人それぞれの特性に合わせた利用者本位のサービスの提供が行われるよう、取組を実施してきました。

こうした取組の結果、「日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報紙やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合」は63.3%、「行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合」は63.1%となりました。

#### 情報提供や顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合



【e-モニター調査結果】

## 1 取組の成果

### (1) だれもが利用しやすいものづくり

ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う人たちに対して、小中学校・県立学校での出前授業や大学での講義等、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供してきました。

また、県では、ユニバーサルデザインに配慮された製品について、その情報をホームページや研修等で紹介するとともに、県が購入する事務用品に選定するなど利用促進に努めてきました。事業者の取組が進んだ結果、ユニバーサルデザインに配慮された製品を利用する機会が多くなっています。

#### ユニバーサルデザインに配慮された製品の例

- ・洗濯物の出し入れがしやすいドラム式洗濯機
- ・文字情報に対応している地上デジタルテレビ
- ・ボタンが大きく使いやすいリモコンや携帯電話
- ・小さな力で使えるはさみ
- ・車いす使用者や育児中の人を使いやすいバリアフリートイレ
- ・取っ手が大きく握りやすいカップ
- ・開封しやすい商品パッケージ
- ・シャンプーとリンスを区別するための容器のギザギザ
- ・飲み物の選択ボタン、硬貨投入口の高さ、配色、形状等に配慮された自動販売機

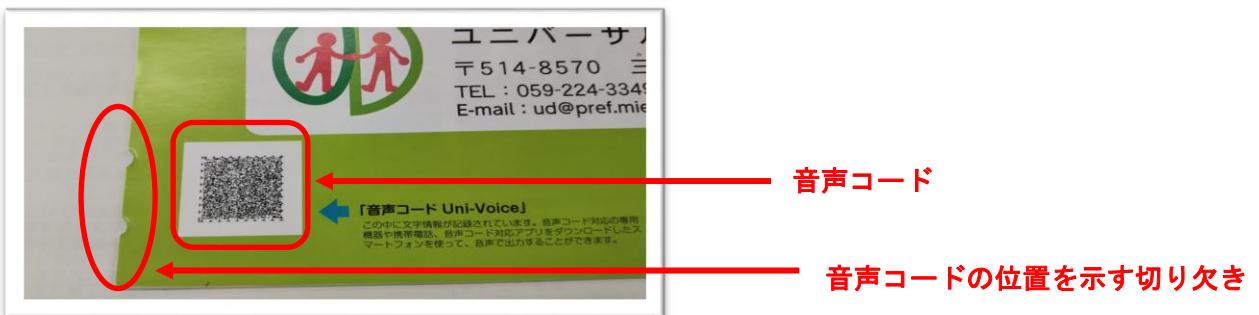
## (2) だれもが利用しやすい情報の提供

だれもが必要な情報を入手できるよう、印刷物等を作成する場合の見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮等を記載した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」(※21)について、ホームページや会議・研修等で普及を図りました。

また、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等だれもが必要な情報を入手できるよう、県政や健康、安全、教育、文化などの生活情報の提供や災害情報の伝達等の場面において、さまざまな手段による情報の提供を進めてきました。

### ユニバーサルデザインに配慮された情報の発信の例

- ・高齢者や色覚に特性を持った人等のため、文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン(わかりやすい色の組み合わせなど)に配慮された印刷物
- ・子どもや外国人等のため、難しい漢字にふりがなをつけた印刷物やピクトグラム(絵文字)を使った表示
- ・問い合わせ先として電話番号に加え、ファックス番号やメールアドレスを記載
- ・点字を使った印刷物
- ・手話通訳による情報の発信
- ・音声コード(文字情報を含んだコード(下記写真)。専用の読み取り装置やスマートフォンアプリを使うと音声・テキスト等に出力することができます。)を掲載した印刷物



### 誘導用案内板の作成例



### (3) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、いつでも、どこでも、だれもが簡単に行政サービスの提供を受けられるよう、県の電子申請・届出システムを活用した手続きの簡素化を進めました。

「三重おもいやり駐車場利用証制度」においては、利用証の交付申請や駐車区画登録の届出を県の電子申請・届出システムから申請できるよう整備しました。

また、筆談での対応を案内するプレートを設置して、聴覚に障がいがある人等に対して円滑に窓口サービスを提供する取組等、利用者の視点に立った行政サービスの提供に努めました。

県のホームページでの「三重おもいやり駐車場利用証制度」の申請・届出等手続きの案内窗口（下記写真）



筆談での対応を案内するプレート



耳マーク  
耳の不自由な人が、自分の耳が不自由であることを表すために使用します。  
また、自治体、病院、銀行等がこのマークを掲示し、耳の不自由な人から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示のために使用します。

#### (4) すべての人に配慮された災害時の対応

災害時にさまざまな人に対応できるよう、自主防災組織の中核を担う人材を対象に、避難行動要支援者への支援方法や多様性に配慮した避難所運営に関する「自主防災リーダー等研修」を開催しました。

防災技術指導員による防災講話や避難所運営訓練等においては、市町や自主防災組織等に対し、多様性に配慮した「避難所運営マニュアル策定指針」の周知を図りました。

令和3（2021）年度からは、市町の避難所運営に本指針が反映されているかを検証する「避難所アセスメント」事業に取り組みました。

また、市町担当者会議等を通じ、福祉避難所（※22）の適切な設置を市町に促すとともに、福祉避難所に関する実務研修を開催することで、「福祉避難所にかかる運営マニュアル」策定を支援しました。

#### (5) だれもが満足感を得られる顧客サービスの提供

県では、事業者が利用者の要望に応じたサービスを提供できるよう、ユニバーサルデザインに関する情報提供やユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等学習機会の提供を進めてきました。

また、県民、NPO、観光事業者、行政等の協創による「おもてなし」に満ちた観光サービスを提供する三重県版バリアフリー観光が県全体に浸透し、観光振興が図られるよう、宿泊施設・観光施設等の現状調査に基づきアドバイスを行うとともに、地域の観光関係者を広く対象とした、バリアフリーの観光地づくり研修を実施しました。



熊野古道センターにおける  
バリアフリー調査の様子



バリアフリーの観光地づくり研修の様子

#### (6) だれもが参加しやすいイベントの実施

イベントや講演会等において、「UDイベントマニュアル」を活用して、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れてきました。

また、「障害者差別解消法」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨に沿った、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、必要かつ合理的な配慮として、講演会や会議等での手話通訳者、要約筆記者等を

配置し、だれもが参加しやすいイベントの実施に努めました。

### だれもが参加しやすい講演会



大きなスクリーンに大きな文字(要約筆記)

新型コロナウイルス感染防止対策として電子会議システムを活用



手話通訳と要約筆記の様子

## 2 取組の課題

施策体系3の指標である「製品・情報・サービスの提供においてユニバーサルデザインに配慮されていると感じる」県民の割合は増加していますが、施策体系2の指標である「多くの人が利用する施設が使いやすいと感じる」県民の割合に比べ、10ポイント程度低くなっています。

すべての人が自由に行動し、安全で快適に生活するためには、ハード面の整備とともに、ユニバーサルデザインに配慮された、使いやすい製品やわかりやすい情報がなくてはなりません。しかしながら、このような配慮がなされていない製品や印刷物、ホームページや施設の案内板等も見られます。このため、さまざまな人への配慮がなされるよう、わかりやすい情報の提供やだれもが使いやすい製品の提供に取り組む必要があります。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行に伴い、障がい特性や程度に応じた多様な手段による情報提供と、すべての人々の社会参加の機会の確保が求められています。

## 個別目標

	指標	平成 29 (2017)年度 の実績値	令和 3 (2021)年度 の実績値	令和 4 (2022)年度 の目標値
1	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	93.3%	91.2%	100%
2	ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	90.0%	88.6%	100%
3	県及び市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置率	56.7%	80.0%	100%

## 第2章中の注釈

### ※11 県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン

県有施設の整備に携わる職員等が、施設を整備する場合に参考とすることで、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備に取り組むことができるようまとめたものです。施設づくりの流れを具体的にまとめ、ハード面だけでなく、施設を運営するうえで配慮すべき事項についても記載しています。

### ※12 要約筆記者

耳の不自由な人への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

手法としては、「手書き」と「パソコン」があります。「手書き」の場合は、利用者の近くで行う方法と、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）やOHC（オーバーヘッドカメラ）を用いてスクリーンに大きく映し出す方法があります。「パソコン」の場合は、利用者の前にパソコンを置き表示する方法と、プロジェクターを使ってスクリーンに大きく映し出す方法があります。

### ※13 盲ろう者通訳・介助員

視覚と聴覚の両方に障がいがある人への情報提供、コミュニケーション支援及び移動介助を行う人をいいます。

コミュニケーション方法としては、「手話」や「点字」があります。「手話」は、手話の形を手でさわって読み取る「触読手話」や「接近手話」、「点字」は、速記用点字タイプライターを使う方法と盲ろう者の指を直接たたく方法があります。そのほか、盲ろう者の手のひらに文字を書いて伝える「手のひら書き」などがあります。

### ※14 視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者の歩行の安全性と利便性向上のため、道路等に設けられたブロックをいいます。視覚障がい者誘導用ブロックには、移動方向を指示するための平行する線状の突起を表面につけた「線状ブロック」と、段差の有無等の警告や注意喚起を行うための点状の突起を表面につけた「点状ブロック」があります。

### ※15 生活関連経路

生活関連施設（障がい者、高齢者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路をいいます。

生活関連施設、生活関連経路ともに「バリアフリー法」に基づき、市町が策定する移動等円滑化基本構想において設定されます。

### ※16 バリアフリートイレ

内部が広く、手すり等さまざまな設備を備えたトイレをいい、ベビーシートやベビーチェア、オストメイト配慮設備（※19）、大型ベッド（※20）を備えているものもあります。

体の不自由な人ばかりでなく、高齢者、乳幼児連れの人、介護をしている人等にとっても利用しやすいよう配慮されたトイレです。

また、急を要するなどやむを得ない場合を除き、必要な方以外は利用を控えることや、車椅子使用者用トイレにオストメイト配慮設備、乳幼児用設備を付加すると利用者が集中すること、男女共用トイレのニーズが高まっていることなどから、機能を分散して利用者の集中を避けるとともに、より適正に利用されることが求められています。

国土交通省において、上記の設備を持つトイレを総称して高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）と位置づけられました。

### ※17 ノンステップバス

床面を低くして乗降ステップをなくし、だれもが乗り降りしやすいバスです。

補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗り降りもスムーズに行うことができます。

### ※18 バスタブプロジェクト

国土交通省が中心となり、官民連携で鉄道やバス、タクシーなど、多様な交通機関がつながる集約型の公共交通ターミナルを整備するプロジェクトです。三重県内においては、国土交通省が令和3（2021）年4月に一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業を事業化し、近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や中央通りの歩行空間等の整備を予定しています。

### ※19 オストメイト配慮設備

人工肛門や人工膀胱を保有する人（オストメイト）は、便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておく袋（パウチ）を腹部に装着しており、パウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに捨てる必要があります。オストメイト配慮設備とは、パウチに溜まった排泄物を捨てるための汚物流しや、その際にパウチや腹部を洗浄するための水洗器具等をいいます。

### ※20 大型ベッド（折り畳み式）

肢体不自由の方等で、社会参加や外出等の際に着脱衣やおむつ交換、排せつ（自己導尿等）の介助を必要とする場合、大型ベッドを使用します。折り畳み式の大型ベッドを設置でき、介助者の動作等の実態に合う広さのあるトイレが求められています。

### ※21 わかりやすい情報の提供のためのガイドライン

県が情報を発信する際に利用するため作成したもので、だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色使いや文字の大きさへの配慮等の方法を定めています。

## ※22 福祉避難所

災害の際に一般の避難所では生活に支障をきたす障がい者や高齢者、妊婦等が過ごす避難所のひとつ。障がい者支援施設、デイサービスセンター等の老人福祉施設、児童福祉施設、保健センター、特別支援学校や宿泊施設、一般の避難所となっている施設（小中学校、公民館等）があり、市町が指定します。

## 第3章 第5次推進計画の取組

### I 取組の視点

- 「バリアフリー法」の改正により、「心のバリアフリー」の取組を一層進めていくこととされ、物理的な障壁や制度、慣習等における障壁を取り除くだけでなく、すべての人の心のバリアを取り除き「おもいやりのある行動」につなげられるよう、だれもが自分らしく、ともに暮らすことができる社会の実現がこれまで以上に求められています。
- 地域に暮らすだれもが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らし、個性や能力を最大限発揮できる「地域共生社会」の実現のためにも、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組を進める必要があります。
- 「東京 2020 大会」、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げた「レガシー」の活用や「大阪・関西万博」、「第 20 回アジア競技大会」、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業や「バスタプロジェクト」を見越した公共交通機関の移動円滑化や観光地のバリアフリー化に積極的に取り組む必要があります。
- 「障害者差別解消法」の改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務化や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行による障がいのある方への「わかりやすい情報提供」の促進など、障がいのある方等が社会参加しやすい機会を保障する取組が求められています。

### II 取組の方向性

こうした視点をふまえ、「第5次推進計画」における取組の方向性を次のとおりとします。

- 1 県民のユニバーサルデザインへの関心を高め、おもいやりのある行動につなげる
- 2 公共交通機関の移動円滑化への支援に積極的に取り組む
- 3 合理的配慮の提供につながるよう、サービス提供者へユニバーサルデザインの意識の浸透を図る

### III 計画の目標（めざす姿）

「UD条例」の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、さまざまな取組を実施していきます。

「第5次推進計画」では、県民の皆さんのがユニークなデザインを自分自身の問題と捉え、だれもが自分らしく生きられるよう、次のとおり目標を定め取組を進めていきます。

### 「だれもが自分らしく生きられる三重づくり」

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、

おもいやりの行動でつながる三重づくり～

## IV 計画期間

2023年度から2026年度までの4年間を計画期間とします。

## V 構成

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、「UD条例」に掲げる三つの基本方針を次のとおり区分し、それぞれの施策体系に沿って事業を実施します。

### ハートの取組

#### ユニバーサルデザインの意識づくり（施策体系1）

- 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

### ハードの取組

#### だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）

- 1 安全で自由に移動できるまちづくり
- 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

### ソフトの取組

#### だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）

- 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進
- 2 だれもがわかりやすい情報の提供
- 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

## 第5次推進計画の取組のイメージ

めざす姿

### 「だれもが自分らしく生きられる三重づくり

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、  
おもいやりの行動でつながる三重づくり～

計画の取組

ハートの取組

『ユニバーサルデザインへの  
関心を高め、おもいやりの  
ある行動へ』

施策体系1

ユニバーサル  
デザインの  
意識づくり

ハードの取組

『公共交通機関における  
移動円滑化への支援』

施策体系2

だれもが  
暮らしやすい  
まちづくり

ソフトの取組

『サービス提供者へのユニバー  
サルデザインの意識浸透』

施策体系3

だれもが利用しやすい  
製品・情報・サービス  
の提供の促進

- ・みんなで考え行動するユニバーサル  
デザインのまちづくり
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを  
進める仲間づくり

- ・安全で自由に移動できる  
まちづくり
- ・安心して快適に過ごせる  
まちづくり

- ・利用しやすいものづくりの支援と  
利用促進
- ・だれもがわかりやすい情報の提供
- ・だれもが利用しやすく、満足感を  
得られるサービスの提供

## VI 具体的な取組内容

### ハートの取組

#### ユニバーサルデザインの意識づくり（施策体系1）

##### 取組方向

障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんのが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

##### 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

###### (1) 意識啓発の展開

ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。

また、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する情報を、セミナーや研修、ホームページ等さまざまな機会や手段を活用して発信します。

##### 【取組内容】

ア 県のホームページ等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。

イ ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、市町、市町教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、次世代を担う子どもたちに「学校出前授業」を実施するとともに、県・市町職員や自治会、事業者に対し研修を実施します。「学校出前授業」や研修をとおして、あらゆる世代のユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。

ウ イベントや商業施設等で、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「整備基準適合証プレート」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。

エ 障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な人の外出支援のため、平成24(2012)年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」について効果的な周知を進め、より利用しやすい制度となるよう検討と見直しを図ります。

また、事業者等の「おもいやり駐車場」設置や区画数の増加を促進します。

オ 県民の方々のおもいやりのある行動につながるよう、「ヘルプマーク」の普及啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。

「ヘルプマーク」とは・・・

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある人や病気の人等が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマークです。



## (2) 人権尊重意識の高揚

県民の皆さん一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。

### 【取組内容】

- ア ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。
- イ 住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていくよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。
- ウ 子どもたちが多様性が尊重される地域共生社会の実現に向けた主体者となれるよう、ユニバーサルデザインの考え方についての理解を深めるための教育活動を促進します。

## 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。

このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう、研修や意見交換会を開催するなどの機会を設け、活動を支援します。

また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体が開催するUDアドバイザー養成講座への講師派遣等の支援により、引き続きUD団体と協働して人材育成を進めます。

### (2) すべての人々の社会参加の促進

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。

このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

#### 【取組内容】

ア 障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。また、就労の場の拡大及び職場定着を促進するため、企業等における障がい者雇用への理解促進を図るとともに、障がい者が適性や能力を生かし、希望に応じて働くことが出来るよう、多様で柔軟な働き方を推進します。

イ 平成25（2013）年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「障害者優先調達推進法」）に基づき、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組みます。

ウ 障がい者スポーツを推進する拠点を設置し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実や、支える人材の養成等により一層の裾野の拡大に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業等からの相談にワンストップで対応する体制を整備し、障がい者スポーツを総合的に推進します。

エ 聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の養成を行います。

オ 障がい者等の就労機会の拡大に向け策定した「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参

入を促進するための技術・経営支援等を進め、障がい者が、農林水産分野における多様な担い手として活躍できる環境づくりに取り組みます。

力 子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、企業・団体と連携したネットワークづくりを進めます。

子ども自身が子どもの権利について学び、自分も友達や周囲の人たちも大切な存在であることを知ることができる取組を進めるとともに、地域社会全体で男性の育児参画への理解が進むよう取り組みます。

キ 認知症について正しく理解し、認知症の人及び家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成する講座の講師役となる「キャラバン・メイト養成講座」や、企業の従業員等に向けた「認知症サポーター養成講座」を市町と協働して開催し、認知症サポーターを増やします。

また、認知症サポーターを地域内で組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築について、県内市町への普及展開を目指し、講師役となるチューターの養成・派遣等、立ち上げに向けた支援を行います。

ク 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていくことができるよう、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して多文化共生の社会づくりに取り組みます。

ケ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず、だれもが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、平成29（2017）年

12月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんとの理解や行動につながるよう取り組みます。

## 目標

	指標	現状値	令和8(2026) 年度 の目標値
1	県・市町及びUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	68 校/年	78 校/年
2	県・市町及びUD団体等がイベントなどで実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	30 回/年	40 回/年
3	県・市町及びUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	23 回/年	33 回/年
4	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,489 区画	4,820 区画
5	ヘルプマークに関する啓発回数	30 回/年	43 回/年
6	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	618 人/年	1,000 人/年
7	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	226 人	266 人
8	ユニバーサルデザインに関する学習を行った県立学校の割合	74.1%	80%
9	県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,800 人 (平成 30 年度)	4,200 人
10	チームオレンジ整備市町数	4 市町	29 市町

○現状値は、原則として令和3（2021）年度の数値を記載しています。

### 【関連する SDGs のゴール】



## ハードの取組

### だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）

#### 取組方向

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間や交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。

また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

#### 1 安全で自由に移動できるまちづくり

##### (1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、「UD条例」の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。

##### 【取組内容】

ア 県が管理する道路において、歩きやすさや安全面に配慮し、幅が広く（2m以上）段差の少ない歩道の整備や自転車走行空間の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。

イ だれもが安全で円滑に移動できるよう、官公庁、旅客施設、福祉施設等の生活関連施設を結ぶ経路上の信号交差点等に、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

ウ 歩道における安全な歩行空間を確保するため、自転車利用者に対し、交通ルール遵守意識の向上と正しいマナーの実践が図られるよう、広報啓発や指導取締り等の実施により、安全で自由に移動できるまちづくりを推進します。

##### (2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。

##### 【取組内容】

ア 鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等のすべての人が円滑に自由に移動できるよう、鉄道事業者が行うバリアフリー化（段差の解消、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入、

転落防止対策の充実、運行情報提供設備の設置等）を支援します。

イ タクシー・バスを利用する際に、障がい者、高齢者、子ども、妊娠婦、子育て中のの人、外国人等のすべての人が円滑に移動できるよう、事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）を支援します。

ウ 県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人、路線図等を色彩で識別できない人等にもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。

### （3）案内表示等の整備

だれもが円滑に移動できるよう、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。

また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。

#### 【取組内容】

ア 県有施設やその周辺において、ピクトグラム（絵文字）を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。

イ 道路案内標識を基準に基づいて整備するとともに、国・市町等他の道路管理者等とも連携して整備を進めます。

## 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

### （1）施設整備を担う人たちへの啓発

県有施設をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

### （2）快適に利用できる建築物等の整備

だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「UD条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮された建築物等の事例をホームページ等さまざまな媒体を活用して紹介します。

また、県立学校を含む県有施設において、ユニバーサルデザインの施設づくりについて啓発するとともに、バリアフリートイレやエレベーター等が適切に整備されるよう取り組みます。

## 【取組内容】

- ア 「UD条例」の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付して、ユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明確にするとともに、施設利用者にプレートを見てもらうことで、ユニバーサルデザインの啓発につながるよう取り組みます。
- イ 県有施設がよりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう整備のプロセスや整備基準、配慮すべき内容をまとめた「県有施設のためのUDガイドライン」の周知を図り、だれもが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、市町や民間の公共的施設への展開を進めます。
- ウ 県立学校施設において、スロープ等による段差解消、トイレの洋式化・バリアフリートイレの整備、エレベーター等の整備等、学校の状況に応じたバリアフリー化改修に引き続き取り組みます。

### (3) 快適に利用できる公園の整備

県が管理する公園について、「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、バリアフリートイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインに配慮された遊具が設置された公園の事例等を、ホームページ等さまざまな媒体を活用して情報提供します。

### (4) だれもが住みよい住宅の普及

行政と住宅関係団体等が協力して、バリアフリーを含むリフォーム等の住まいに関する住宅相談窓口の担当者等を対象に講習会を開催し、高齢者などだれもが安心して快適に暮らせる住まいの実現に向けて、住宅相談窓口の充実を図ります。

また、県営住宅においても入居者が安全で安心して居住できるよう住戸内改善を引き続き実施していきます。

## 目標

	指標	現状値	令和8(2026)年度 の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,361km (令和4年度末見込)	1,373km
2	一日あたりの平均利用者数 3,000 人以上の駅及び一日あたりの平均利用者数 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想に位置付けられた駅（34 駅）のうち、段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置がされている駅（※1）	31 駅	34 駅
3	駅で IC カードが利用できる中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数	1 事業者	3 事業者
4	タクシーのうち UD タクシーの割合	7% (令和2年度)	29%
5	乗合バスのうちバリアフリー対応バス車両（※2）の割合	81% (令和2年度)	100%
6	県・市町が実施する「UD条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	1 回/年	4 回/年
7	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	3,382 施設	3,832 施設

○現状値は、原則として令和3（2021）年度の数値を記載しています。

※1 指標の対象駅は、コロナ禍前の直近の一日あたり平均利用者数をもとに抽出しています。

※2 バリアフリー法に基づく移動等の円滑化基準に適合するバス車両

### 【関連する SDGs のゴール】



## ソフトの取組

### だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）

#### 取組方向

利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等、それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

#### 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

##### (1) ものづくりを担う人たちへの啓発

ユニバーサルデザインの考え方配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う学生、生徒等に対して、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。

##### (2) ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進

さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報を提供し、利用を促進します。

#### 【取組内容】

ア 身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、「学校出前授業」やホームページ、研修等を通して、情報を提供します。

イ 県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮された製品の購入を進めます。

#### 2 だれもがわかりやすい情報の提供

##### (1) わかりやすい情報提供の意識づくり

だれもが必要な情報を入手できるよう、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を改訂し、印刷物等を作成する場合に活用することで、ユニバーサルデザインに配慮された、文字のフォント、大きさや色づかい、外国語の併記等わかりやすく見やすい情報の発信を進めます。

また、県公式ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用し、このガイドラインを市町、事業者、県民の方々へ周知することで、わかりやすい情報の発信を促進します。

## (2) さまざまな方法を用いた情報の提供

視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。

### 【取組内容】

- ア 県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として印刷物への音声コードの掲載等を推進し、その使用方法を啓発します。また、聴覚に障がいのある人への配慮として手話を含めたわかりやすい情報発信を推進します。
- イ 外国人住民が生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページ等を通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。
- ウ 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ベトナム語及びタガログ語により防災情報を提供します。

## (3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供

多くの人がいつでもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

また、ホームページについては、アクセシビリティ（目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ）の向上とともに、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。

### 【取組内容】

- ア できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用した情報の提供を進めます。  
また、県公式ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用し、ユニバーサルデザインに関する情報提供に取り組みます。
- イ 県のウェブサイトについて、国が定める一定基準の適合レベルAA準拠を維持し、ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるように取り組みます。

### 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

#### (1) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、わかりやすい表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めます。

また、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、職員対応要領に基づく配慮を実施していきます。

#### 【取組内容】

ア インターネットを活用した電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。

イ 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県民の皆さんへの周知、啓発活動を進めます。

ウ 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、関係機関による障がい者差別解消支援協議会において障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。

エ 国政選挙や地方選挙において、だれもが利用しやすく、満足度の高い行政サービスを提供し、これを促進します。

市町選挙管理委員会においては、代理投票や点字投票の実施、投票所における障がい者専用駐車場の確保やスロープの設置、投票までの人的介助等に努めます。

県選挙管理委員会においては、市町選挙管理委員会に対し、取組に関する助言や、障がい者への支援の依頼を行い、制度の周知のため、テレビ・ラジオCMや新聞広告を実施します。また、選挙公報の音訳版・点訳版を作成し、必要とする方へ送付したり、政見放送において、候補者へ手話通訳等を付すよう依頼するとともに、手話通訳等を付した際に、通訳士の手配や費用を支援します。このほか、市町選挙管理委員会に対し、投票所入場券の性別欄の削除の検討について依頼を行います。

### 「障害者差別解消法」とは・・・(施行日：平成 28 (2016) 年4月1日)

正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

「差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等、事業者すべてに法的義務）」や「合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務、事業者は努力義務（ただし、令和3（2021）年6月以降、3年以内に法的義務の予定）」について明記されるとともに、差別を解消するための支援措置について規定されています。

### 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」とは・・・(施行日：平成 30 (2018) 年10月1日、平成 31 (2019) 年4月1日)

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めています。

これらにより、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」、その他の関係法令と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

この条例では、「合理的な配慮」は差別を回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であり、「恩恵的」に行われるものではないことをより明確化しています。

「不当な差別的取扱い」と「合理的な配慮の提供」については、「障害者差別解消法」の規定を基本とし、同様の考え方方に立っています。

なお、この条例では、県における相談員の設置、相談対応での解決が困難な事案についての紛争解決を図るための助言・あっせん手続き、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策などについても規定されています。

## (2) すべての人に配慮された災害時の対応

ア 災害時にさまざまな人に対応できるよう、防災に関する知識の普及を図るとともに、避難行動要支援者への支援方法等に関する知識を持った人材の育成に努めます。また、避難所における要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）や女性への配慮をふまえ改訂した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を図ります。さらに、さまざまな避難者の多様なニーズをふまえたサポート体制の整備についても検討を行います。

イ 福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。

## (3) ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供

事業者等に対して、ユニバーサルデザインに関する研修や「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に関する啓発等を実施し、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人等それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。

## (4) バリアフリー観光の推進

平成25（2013）年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。

日本一のバリアフリー観光県をめざすため、バリアフリー観光に関する情報を県ホームページ等で紹介するとともに、県内観光施設等におけるバリアフリー観光の取組の充実に向けて啓発を行います。

## (5) だれもが参加しやすいイベントの実施

県が実施する講演会やセミナー、イベント等において、企画や会場設営、運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。また、県が作成した「UDイベントマニュアル」について、市町・事業者等へ周知を行います。

### 【取組内容】

ア 「UDイベントマニュアル」の見直しと活用を図り、県や市町・事業者等が実施するイベントで、会場設営や運営が、ユニバーサルデザインと「新しい生活様式」に配慮された、だれもが参加しやすいイベントとなるよう取り組みます。

イ 県が実施する講演会やセミナー、イベント等において、手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めます。

## 目標

	指標	現状値	令和8(2026) 年度 の目標値
1	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に関する啓発回数	11回/年	18回/年
2	SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報提供回数	4回/年	12回/年
3	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	7件/年	27件/年
4	「UDイベントマニュアル」に関する啓発回数	11回/年	16回/年

○現状値は、原則として令和3（2021）年度の数値を記載しています。

### 【関連する SDGs のゴール】



# 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

---

## I 県の推進体制

### 1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査、審議するため、「UD条例」第9条に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」といいます。）を設置しています。

「推進協議会」で第5次推進計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

### 2 庁内会議等

庁内会議等で、第5次推進計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

## II さまざまな主体の役割

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が自らの役割を果たすことに努め、協力しあうことが必要です。

### 1 県民の皆さん一人ひとりの役割

すべての人が自由に移動でき、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためには、交通環境や施設の整備に加え、県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践するとともに、利用者の立場から積極的に参画することが期待されます。

また、それぞれの家庭や地域において、お互いの個性を認め、相手の立場に立って考えられる価値観を持てるような教育を行うことや、「ヘルプマーク」を持った人を見かけたら積極的に声をかけること、「新しい生活様式」が浸透する中で、日常生活での困りごとが生じている障がい者や高齢者への配慮など、おもいやりのある行動が求められます。

さらには、災害時の情報や防災情報等安全・安心に関する情報が、近隣の障がい者、高齢者、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等に伝わるよう、県民の皆さん一人ひとりが、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが必要です。

## 2 市町の役割

ユニバーサルデザインの推進において、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割は重要であり、第5次推進計画における取組を意識しながら、まちづくりや各種行政サービスの提供等、さまざまな分野において地域の団体や社会福祉協議会等と連携して、ユニバーサルデザインの展開を担うことが求められます。

また、「障害者差別解消法」をふまえ、同法に規定される職員対応要領の実践により、すべての人が満足できる行政サービスの提供をめざすことで地域の事業者等の模範となることが求められます。

## 3 UDアドバイザー・UD団体の役割

UDアドバイザー・UD団体には、ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うことが求められます。

また、「障害者差別解消法」及び「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が増す中、とりわけ事業者等への啓発について、積極的に関わっていくことが求められています。

## 4 地域の団体の役割

さまざまな分野で幅広い活動を行うNPO等地域の団体は、行政と事業者等、県民の皆さんをつなぐ役割が期待され、社会を支える重要な担い手となっています。

このことから、ユニバーサルデザインのまちづくりの展開にあたって、行政、事業者等、地域の団体、県民の皆さんが連携・協働し、活発な活動を行うことが求められます。

また、地域の団体が、それぞれの組織の中でユニバーサルデザインに関する学習機会を設け、活動の拡大・充実を図ることが期待されます。

## 5 事業者の役割

事業者は、県民の皆さんに製品やサービスを提供する立場として、できる限り多くの利用者の利便性や快適性を高めるため、さまざまな立場にある利用者の期待や要望を把握し、ユニバーサルデザインに配慮された製品やサービスを提供していく取組が求められます。

また、「障害者差別解消法」及び「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、障がい者に対する差別的取扱いが禁止され、合理的配慮を提供することが義務として求められるため、すべての人が利用しやすいものづくりや満足感を得られるサービスの提供を行うことができるよう、従業員等に対してユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ることが一層求められます。

### **III さまざまな主体との連携**

#### **1 市町との連携**

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のためには、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割が大きいことから、市町担当者会議を開催し、ユニバーサルデザインに関する情報提供や協議を行います。

また、UD団体等が実施するユニバーサルデザインの取組において、市町との連携が図られるよう支援します。

#### **2 社会福祉協議会との連携**

地域に根ざした福祉教育活動を実践する県・市町社会福祉協議会と、「学校出前授業」や県民の皆さんへの啓発活動において、情報共有や連携を図ります。

#### **3 市町教育委員会・学校等との連携**

子どもたちに「一人ひとりがお互いの価値を認め合う」という「UD条例」の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、市町教育委員会・学校等との連携を図ります。

#### **4 UDアドバイザー・UD団体との連携**

ユニバーサルデザインのまちづくりが、住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うUDアドバイザー・UD団体と連携を図りながら啓発活動を進めます。

また、地域における身近なユニバーサルデザインのまちづくりの取組については、UDアドバイザーやUD団体と市町、市町社会福祉協議会等との連携が図られるよう支援します。

### **IV 計画の進捗管理**

「UD条例」第9条に基づき設置されている「推進協議会」において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

### **V 計画の見直し**

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等について、必要に応じて見直しを行います。

## VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標です。

1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
9	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12	持続可能な生産消費形態を確保する。
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



施策体系	SDGsの17の目標																
	1 貧 困	2 飢 餓	3 保 健	4 教 育	5 ジ エ ン ダ ー	6 水 ・ 衛 生	7 エ ネ ル ギ ー	8 成 長 ・ 雇 用	9 シ ヨ ン ベ ー	10 不 平 等	11 都 市	12 生 産 ・ 消 費	13 気 候 変 動	14 海 洋 資 源	15 陸 上 資 源	16 平 和 ・ 公 正	17 シ バ ツ 一 ト ナ ー
1 <ハート>ユニバーサルデザインの意識づくり																	
(1) みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり																	
① 意識啓発の展開					●	●											
② 人権尊重意識の高揚						●						●	●				
(2) ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり																	
① ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成				●	●												
② すべての人々の社会参加の促進	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●				●
2 <ハード>だれもが暮らしやすいまちづくり																	
(1) 安全で自由に移動できるまちづくり																	
① 歩行空間の整備					●						●		●				
② 交通システムの整備					●						●		●				●
③ 案内表示等の整備				●							●		●				
(2) 安心して快適に過ごせるまちづくり																	
① 施設整備を担う人たちへの啓発					●	●							●				
② 快適に利用できる建築物等の整備					●	●						●					
③ 快適に利用できる公園の整備					●	●						●					
④ だれもが住みよい住宅の普及					●	●						●					
3 <ソフト>だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進																	
(1) 利用しやすいものづくりの支援と利用促進																	
① ものづくりを担う人たちへの啓発					●	●											
② ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進					●	●							●				
(2) だれもがわかりやすい情報の提供																	
① わかりやすい情報提供の意識づくり					●	●											
② さまざまな方法を用いた情報の提供					●							●					
③ 情報ネットワークを活用した県政情報の提供					●												
(3) だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供																	
① だれもが利用しやすい行政サービスの提供					●	●						●	●				
② すべての人に配慮された災害時の対応					●	●											
③ ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供					●												
④ バリアフリー観光の促進												●					
⑤ だれもが参加しやすいイベントの実施					●	●											

## 関係する主な法令

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成 18（2006）年施行

高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に、従来の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合・整理し策定された法律です。

主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等について規定しています。

### ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 19（2007）年施行

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的として制定された条例です。

平成 11（1999）年に「バリアフリーのまちづくり推進条例」として制定されましたが、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組む方針を明確にするため、平成 19（2007）年 3 月に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として改正しました。

# 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

## 題名改正〔平成一九年条例一七号〕

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等（第七条—第九条）

#### 第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策（第十条—第十六条）

#### 第四章 公共的施設等の整備

##### 第一節 公共的施設の整備（第十七条—第二十条）

##### 第二節 特定施設の整備（第二十一条—第二十六条）

##### 第三節 公共車両等の整備等（第二十七条—第二十九条）

#### 第五章 雜則（第三十条・第三十一条）

#### 附則

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第十号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十五号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- 五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。
- 六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

#### （県の責務）

- 第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

#### 第四条 削除

#### （事業者の責務）

- 第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

#### （県民の責務）

- 第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

## 第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

### (基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

### (ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

### (啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

### (教育の充実等)

第十一條 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

### (ボランティア活動等の促進)

第十二條 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

### (安全な生活の確保)

第十三條 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

### (人材の養成等)

第十四條 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

### (福祉用具等に関する研究開発等)

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

### (情報の利用等)

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

## 第四章 公共的施設等の整備

### 第一節 公共的施設の整備

#### (整備基準)

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

### (整備基準の遵守)

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

### (適合証の交付)

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

### (維持保全)

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設の整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

## 第二節 特定施設の整備

### (事前協議)

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

### (工事完了の届出)

第二十二条 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

### (完了検査)

第二十三条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

### (勧告)

第二十四条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第二十一条第一項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第二十一条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

### (公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

### (報告の徵収及び立入調査)

第二十六条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第三節 公共車両等の整備等

#### (公共車両等の整備)

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (公共工作物の整備)

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (住宅の整備)

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

## 第五章 雜則

#### (国等に関する特例)

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

#### (委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

## 附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十七日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員

令和5（2023）年1月現在  
五十音順（敬称略）

氏名	所属等
安部 悅子	UDうれしの 代表
池田 英治	三重県町村会（紀宝町健康福祉担当理事兼福祉課長）
笠原 正嗣	皇学館大学 現代日本社会学部 教授
加瀬 久照	三重県商工会議所連合会（有限会社中央電設 代表取締役）
北村 香織	三重短期大学 生活科学科 准教授
◎白石 葉子	常葉大学 健康科学部 教授
新谷 麻衣	公募委員
高田 和昭	三重県バス協会（三重交通株式会社 バス営業部長）
田中 文代	一般社団法人 三重県建築士会（建築工房 f -たなか）
筒井 美幸	公益財団法人 三重県国際交流財団 企画総務課長
坪井 孝之	三重県市長会（熊野市福祉事務所 所長）
中村 大輔	近畿日本鉄道株式会社 (鉄道本部 名古屋統括部 施設部工務課長兼工事課長)
野口 あゆみ	特定非営利活動法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長
○松井 保偉	公益社団法人 三重県障害者団体連合会 (三重県脊髄損傷者協会 事務局長)
山崎 和彦	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 (総務企画部地域福祉課長)

◎は会長、○は副会長